
**長野県伊那建設事務所告示第9号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年9月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年8月29日

長野県伊那建設事務所長 坂田浩一

1(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 与地辰野線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市大字西箕輪6701番の4地先から伊那市大字西箕輪3900番の601地先まで	旧	m 8.2~17.0	km 0.2512
同上	新	m 9.0~18.5	km 0.2512

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 南小河内伊那松島停車場線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡南箕輪町大字中箕輪8553番の1地先から上伊那郡南箕輪町大字中箕輪8553番の11地先まで	旧	m 8.5~10.0	km 0.0370
同上	新	m 10.0~11.0	km 0.0370

3(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 西伊那線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市大字富県925番地先から伊那市大字富県909番の2地先まで	旧	m 4.5~10.5	km 0.3678
同上	新	m 7.0~18.5	km 0.3678

- 4(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 宮田沢渡線  
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市大字西春近5511番の1地先から伊那市大字西春近5518番地先まで	旧	m 5.0~8.5	km 0.0620
同上	新	m 6.0~9.5	km 0.0620

- 5(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 宮田沢渡線  
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市大字西春近8181番地先から伊那市大字西春近7147番の2地先まで	旧	m 6.0~7.5	km 0.1775
同上	新	m 6.5~12.0	km 0.1775

- 6(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 吹上北殿線  
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡南箕輪村3353番地先から上伊那郡南箕輪村3405番地先まで	旧	m 4.8~11.5	km 0.1050
同上	新	m 9.5~22.0	km 0.1050

道路管理課

**長野県伊那建設事務所告示第10号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成28年9月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年8月29日

長野県伊那建設事務所長 坂田浩一

1(1) 路線名 与地辰野線

(2) 供用を開始する区間

伊那市大字西箕輪6701番の4地先から伊那市大字西箕輪3900番の601地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成28年8月29日

2(1) 路線名 南小河内伊那松島停車場線

(2) 供用を開始する区間

上伊那郡南箕輪村3353番の1地先から上伊那郡南箕輪村3405番の11地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成28年8月29日

3(1) 路線名 西伊那線

(2) 供用を開始する区間

伊那市大字富県925番地先から

伊那市大字富県909番の2地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成28年8月29日

4(1) 路線名 宮田沢渡線

(2) 供用を開始する区間

伊那市大字西春近5511番の1地先から

伊那市大字西春近5518番地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成28年8月29日

5(1) 路線名 宮田沢渡線

(2) 供用を開始する区間

伊那市大字西春近8181番地先から

伊那市大字西春近7147番の2地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成28年8月29日

6(1) 路線名 吹上北殿線

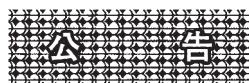
(2) 供用を開始する区間

上伊那郡南箕輪村3353番地先から

上伊那郡南箕輪村3405地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成28年8月29日

道路管理課

**公告**

安曇野赤十字病院労働組合から医事外来・受付業務の業務委託化に関して、平成28年9月5日午前0時以降、安曇野赤十字病院において争議行為を行う旨の通知があったので公表します。

平成28年8月29日

長野県知事 阿部守一

労働雇用課

**公告**

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可しました。

平成28年8月29日

長野県知事 阿部守一

## 1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
佐久漁業協同組合	佐久市大字跡部17-1 飯田市松尾明7499	内共第1号
下伊那漁業協同組合	松本市波田10098	内共第6号
波田漁業協同組合	松本市安曇4460	内共第4号
安曇漁業協同組合	千曲市上山田温泉2-11-3	内共第4号
更埴漁業協同組合	長野市信州新町新町34-8	内共第1号
犀川殖産漁業協同組合		内共第4号

## 2 変更の内容

## (1) 佐久漁業協同組合遊漁規則

第5条第2項の表中

- |   |    |
|---|----|
| (1) 抜井川 佐久穂町池の尾橋より上流域とする。<br>(2) 雨川 小海線鉄橋より上流域とする。<br>(3) 内山川 初谷橋より上流域とする。<br>(4) 香坂川 香坂川ダム堤より上流域とする。<br>(5) 湯川 御代田露切橋より上流域とする。<br>(6) 千曲川 千曲川野沢橋上流堰堤より下流佐久大橋までとする。 | 周年 |
|---|----|

を

- |   |    |
|---|----|
| (1) 抜井川 佐久穂町池の尾橋より上流域とする。<br>(2) 雨川 小海線鉄橋より上流域とする。<br>(3) 内山川 苦水橋より上流域とする。<br>(4) 香坂川 志賀川との合流点より上流域とする。<br>(5) 志賀川 潛岩橋より上流域とする。<br>(6) 湯川 御代田露切橋より上流域とする。<br>(7) 千曲川 千曲川野沢橋上流堰堤より下流佐久大橋までとする。 | 周年 |
|---|----|

に改める。